

# 雜 錄

## 第七十二回帝國議會協贊の製鐵關係法律

### 勅 令

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル大正九年法律第五十三號中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年八月十二日

内閣總理大臣	公爵	近衛	文麿
大藏大臣		賀屋	興宣
拓務大臣		大谷	尊由

法律第六十七號

大正九年法律第五十三號中次ノ通改正ス

第二條第一號中「面」ヲ「邑面」ニ改メ同條第六號ヲ第九號トシ同條第五號ノ次ニ次ノ三號ヲ加フ

六 第四號ノ車輛ニシテ破損シタルモノ竝ニ其ノ解體材及備品 附屬品

七 朝鮮總督ノ定ムル陸接國境隣接地域内ノ住民カ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ加工又ハ修繕ノ爲輸出シタル物品ニシテ輸出ノ日ヨリ六月内ニ再輸入スルモノ

八 朝鮮ニ於テ揮發油ニ混入スヘキ「アルコール」ノ製造ニ供スル原料品但シ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第二條ノ二 陸接國境ヲ經テ朝鮮ニ輸入シタル次ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年内ニ再輸出スルモノニハ輸入税ヲ免除ス但シ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

一 鐵道車輛及其ノ備品附屬品但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

二 朝鮮總督ノ定ムル陸接國境隣接地域内ニ於テ使用スル物品但シ朝鮮總督ノ指定シタルモノニ限ル

第三條第一項中「三萬五千噸」ヲ「十萬噸」ニ改メ「製鐵事業」ノ下ニ「又ハ砂鐵若ハ朝鮮總督ノ定ムル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業」ヲ加フ

第七條ノ二 雄基港解津港及清津港ニ於テ稅關長カ外國貨物ヲ藏置シ得ヘキ場所トシテ指定シタル場所ニ於テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ稅關長ノ許可ヲ得テ貨物ノ改裝仕分及混合ヲ爲スコトヲ得

第八條中「面事務所」ヲ「邑面事務所」ニ「面」ヲ「邑面」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕

大正九年八月七日公布法律第五十三號關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件抄錄

第二條 朝鮮ニ輸入スル次ノ物品ニハ輸入税ヲ免除ス

一 國道府面其ノ他ノ公共團體又ハ朝鮮總督ノ指定スル産業ニ關スル法人ノ輸入スル播種用ノ種子

四 旅客又ハ貨物ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スル車輛其ノ他ノ運搬具及其ノ備品附屬品

第三條第一項

一ノ場所ニ於テ一年三萬五千噸以上ノ製鐵能力及一年三萬五千噸

以上ノ製鐵能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ノ爲必要ナル器具機械其ノ他ノ材料ヲ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ朝鮮ニ輸入スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第八條 朝鮮ニ於テハ關稅法又ハ關稅定率法中大藏大臣トアルハ朝鮮總督市町村役場トアルハ府廳又ハ面事務所市町村吏員トアルハ府ノ官吏若ハ吏員又ハ面ノ吏員國稅徵收法トアルハ國稅徵收令トス

### 勅 令

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル製鐵事業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 御名 御璽

昭和十二年八月十二日

内閣總理大臣	公爵	近衛	文麿
内務大臣		馬場	鐵一
海軍大臣		米内	光政
陸軍大臣		杉山	元
大藏大臣		賀屋	興宣
商工大臣		吉野	信次

法律第六十八條

## 製鐵事業法

第一條 本法ハ産業ノ發展及國防ノ整備ヲ期スル爲本邦ニ於ケル製鐵事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ製鐵事業ト稱スル 銑鐵鋼鐵鋼材（鍛鋼品及鑄鋼品ヲ含ム）其ノ他ノ鐵鋼及之ニ附隨スル副生物ノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ 前項ノ副生物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 製鐵事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル製鐵事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受ケタル者（製鐵事業者）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

製鐵事業者前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ前條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 製鐵事業者其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第六條 一ノ場所ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ一年十萬噸以上ノ製銑能力及一年十萬噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシテ同法ヲ適用ス

第七條 第三條ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依リ期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ニ限ニ在

ラズ

前二項ノ製鐵事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セズ但シ 所得稅法第十九條又ハ營業收益稅法第八條ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 第六條ノ規定ニ該當セザル設備ヲ有スル製鐵事業者其ノ設備ニ付第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケテ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ第六條ノ規定ニ該當スルニ至ルベキ設備ヲ増設シタルトキハ其ノ増設シタル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

第六條ニ規定スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業者第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケテ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ場所ニ於テ製鐵又ハ製鋼ノ設備ヲ増設シタルトキ亦前項ニ同ジ

第九條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケテ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル鍛鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業者ニハ第七條ノ規定ヲ準用ス

第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケテ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千五百噸以上ノ製鉄能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル低撾銑鐵製造事業者坩堝製鋼事業者及電氣製鐵事業者ニ付亦前項ニ同ジ

第十條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケテ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ砂鐵又ハ命令ヲ以テ定ムル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタル製鐵事業者ニハ其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付第七條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第十一條 砂鐵又ハ前條ノ鐵鑛ヲ配合シテ製鉄ヲ爲ス製鐵事業者ニハ配合ノ割合ニ應ジ其ノ製鐵事業ニ付本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十二條 北海道 府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ（第七條第三項但書ノ場合ヲ含ム）所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニハ第七條第三項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル所得稅及營業收益稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ對シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ屬スル資本金額從業者營業用ノ工作物若ハ物件使用動力又ハ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ズ 但シ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニシテ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル事業ニハ之ヲ適用セズ 但シ其ノ事業ガ第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受ケタルコトヲ得ベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 製鐵事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前製鐵事業者ガ本法ニ依リ所得稅及營業收益稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十四條 帝國內ニ於テ製造シタル鋼材ガ船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用セラレタル場合ニ於テハ政府ノ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ鋼材ノ製造者ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第十五條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

前項ノ規定ニ依リ返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得 但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十六條 第六條又ハ第十條ニ規定スル製鐵事業ノ爲ニ必要ナル器具機械其ノ他ノ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケテ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ十年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十七條 製鐵事業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケバシ

製鐵事業者タル法人ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十八條 製鐵事業者鐵鋼ノ生産販賣輸出輸入移出若ハ移入又ハ命令ヲ以テ定ムル製鐵原料ノ購入ニ關シ統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ヅベシ之ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキ亦同ジ

第十九條 前條ノ統制協定ヲ爲シタル者ノ爲其ノ統制協定ニ基キ共同販賣其ノ他共同ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ヅベシ

第二十條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ製鐵事業者ニ對シ鐵鋼ノ供給數量販賣價格又ハ販賣條件ノ變更其ノ他鐵鋼ノ需給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ製鐵事業者ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良又ハ作業方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ製鐵事業者ニ對シ製鐵ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設命令ヲ以テ定ムル製鐵原料ノ保持其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 政府ハ第二十條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ補償ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ製鐵事業者ニ對シ其ノ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ製鐵事業者ノ事務所營業所工場倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十四條 政府ハ（第三條第一項但書）規定ニ依リ許可ヲ受ケタルコトヲ要セザル製鐵事業ヲ營ム者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ設備ノ能力其ノ他必要ナル事項ヲ届出デシムルコトヲ得

第二十五條 政府第三條ノ規定ニ依リ處分又ハ第二十條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ製鐵事業委員會ノ議ヲ經ベシ製鐵事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 製鐵事業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 第十九條ノ規定ニ該當スル者ハ第十八條第二十條第一項第二十三條又ハ前條ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ製鐵事業者ト看做ス

第二十八條 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ製鐵事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第二十條又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第五條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ  
事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 次ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第二十三條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告  
ヲ爲シ又ハ監督上必要ナル命令若ハ處分ニ違反シタル者

二 第二十三條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ妨  
ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述  
ヲ爲シタル者

第三十二條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行  
ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用  
シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 營業者ハ其ノ代理人 戸主 家族 雇人 其ノ他ノ從業者  
ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キ  
テ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ  
其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰  
則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執  
行スル役員ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ  
之ヲ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年  
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 第十八條又ハ第十九條ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リ又ハ不  
正ノ届出ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十四條ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者  
ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二項ノ過料  
ニ之ヲ準用ス

附 則

第三十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 製鐵業獎勵法ハ之ヲ廢止ス

第三十八條 本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ  
製鐵事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ  
同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十九條 前條ノ製鐵事業者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ  
増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施  
行ノ日ヨリ之ヲ第五條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十條 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鐵事業ヲ營ム爲本  
法施行ノ際現ニ製鐵設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十一條 第三十八條ノ製鐵事業者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ  
事業ノ全部又ハ一部ヲ休止セルモノハ本法施行ノ日ヨリ六月間ヲ  
限り第十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ繼  
續スルコトヲ得

第四十二條 本法施行ノ際現ニ製鐵業獎勵法ニ依リ所得稅營業收益  
稅及地方稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業ニ付テハ仍從前  
ノ例ニ依リ所得稅營業收益稅及地方稅ヲ免除ス

本法施行ノ際現ニ製鐵業獎勵法第二條乃至第四條ノ規定ニ依リ認  
可ヲ申請中ノ者ニ對スル所得稅營業收益稅及地方稅ノ免除ニ關シ  
テハ仍從前ノ例ニ依リ

前二項ノ規定ニ適用ヲ受クル者第十一條ノ規定ノ適用ヲ受クルニ  
至リタル場合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前二項ノ規定ニ依  
リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十三條 本法施行ノ際現ニ第十條ノ規定スル設備ヲ以テ製鐵事

業ヲ營ム者及同條ニ規定スル設備ノ新設又ハ増設ノ工事中ニ在ル  
者ニハ本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ設備  
ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第四十四條 製鐵業獎勵法ニ依リテ爲シタル認可處分手續其ノ他ノ  
行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之  
ヲ爲シタルモノト看做ス

第四十五條 大正九年法律第十二號第七條ノ二中「製鐵業獎勵法ニ  
定ムル能力」ヲ「製鐵事業法ニ定ムル能力」ニ改メ「看做シ」下ニ  
製鐵事業法第七條第三項ノ金額又ハ製鐵事業法第四十二條ノ規定  
ニ依リ適用セララル」ヲ加フ

〔參 照〕  
大正九年七月三十一日公布法律第十二號所得稅法ノ施行ニ關スル  
件抄錄

第七條 朝鮮臺灣關東州又ハ樺太ニ於テ所得稅ヲ免除スル各當該地  
ノ製造業ヨリ生ズル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法  
ニ依リ所得稅ヲ免除ス

第七條ノ二 前條ノ規定ニ該當スル製造業ガ製鐵業獎勵法ニ定ムル  
能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ナルトキハ之ヲ所得稅法施  
行地ニ在ル製鐵事業ト看做ス製鐵業獎勵法第二條第三項ノ金額ヲ  
計算ス

勅 令

朕製鐵事業法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十二年九月二十日

內閣總理大臣	公爵	近衛	文麿
內務大臣		馬場	鐵一
海軍大臣		米內	光政
陸軍大臣		杉山	元
大藏大臣		賀屋	興宣
商工大臣		吉野	信次

勅令第五百六號

製鐵事業法ハ昭和十二年九月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

勅 令

朕製鐵事業法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十二年九月二十日

內閣總理大臣	公爵	近衛	文麿
海軍大臣		米內	光政
陸軍大臣		杉山	元
大藏大臣		賀屋	興宣
商工大臣		吉野	信次
拓務大臣		大谷	尊由

勅令第五百七號

製鐵事業法施行令

第一條 製鐵事業法第三條ノ許可ハ製鐵工場毎ニ次ノ事業別ニ之ヲ  
爲スモノトス

- 一 銑鐵 鋼鐵又ハ鋼材ノ製造事業
- 二 鍛鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業
- 三 電氣製鐵事業
- 四 坩堝製鋼事業
- 五 燐ノ標準含有量一萬分ノ三以下ノ銑鐵ノ製造事業

- 六 砂鐵又ハ命令ヲ以テ定ムル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業
- 第二條 一ノ場所ニ於テ製銑及製鋼ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付製鐵事業法第三條ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ於テハ其ノ設備ハ一年十萬噸以上ノ製銑能力及一年十萬噸以上ノ製鋼能力ヲ有シ且各爐ニ付次ニ掲グル能力ヲ有スルコトヲ要ス
- 一 製銑ニ在リテハ一日ノ製銑量三百噸以上
- 二 製鋼ニ在リテハ一回ノ製鋼量平爐ニ在リテハ五十噸以上 轉爐ニ在リテハ十噸以上
- 第三條 製鐵事業法第三條第一項但書ノ製鐵事業ハ次ニ掲グルモノトス
- 一 製鋼設備ヲ有セズ又ハ製鋼能力一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十噸ニ達セザル設備ヲ以テ營ム鍛鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業
- 二 製銑能力又ハ製鋼能力一ノ場所ニ於テ一年二千五百噸ニ達セザル設備ヲ以テ營ム電氣製鐵事業 坩堝製鋼事業及第一條第五ノ號ノ銑鐵ノ製造事業
- 三 第一條各號ニ該當セザル製鐵事業
- 第四條 製鐵事業法第五條ノ規定ニ依リ増設又ハ變更ニ付許可ヲ受クベキ設備ハ次ニ掲グルモノトス
- 一 製銑(コークスノ製造ヲ含ム) 製鋼 鋼材製造設備其ノ他ノ鐵鋼其ノ他ノ鐵鋼ノ製造設備
- 二 副生物製造設備
- 製鐵事業者一ノ場所ニ於テ一年十萬噸以上ノ製銑能力及一年十萬噸以上ノ製鋼能力ニ達スベキ設備ヲ増設スル爲メ製鐵事業法第五條ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ於テハ其ノ設備ハ第二條各號ノ能力ヲ有スルコトヲ要ス一ノ場所ニ於テ一年十萬噸以上ノ製銑能力及一年十萬噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業者其ノ場所ニ於テ製銑又ハ製鋼ノ設備ヲ増設スル爲メ製鐵事業法第五條ノ許可ヲ受ケントスル場合亦同ジ
- 第五條 製鐵事業法第六條ノ設備ハ第二條各號ノ能力ヲ有スルコトヲ要ス
- 第六條 製鐵事業法第九條第二項ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ低磷銑鐵製造事業ハ第一條第五號ノ銑鐵ノ製造事業ニ限ル
- 第七條 製鐵事業法第七條乃至第十條ノ期間ハ製鐵能力一年三萬五千噸未滿ノ場合ニ在リテハ二年以内 十萬噸未滿ノ場合ニ在リテハ三年以内 二十萬噸未滿ノ場合ニ在リテハ五年以内 二十萬噸以上ノ場合ニ在リテハ七年以内ニ於テ商工大臣之ヲ定ム
- 前項ノ期間ハ商工大臣災害其ノ他已ムル得ザル事由アリト認ムルトキハ三年ヲ限り之ヲ延長スルコトヲ得
- 第八條 製鐵事業法第七條第三項ノ法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込ミタル株金額又ハ出資金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス
- 前項ニ於テ積立金額ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルノ間ハズ法人ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ
- 第九條 前條ノ場合ニ於テ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クル製鐵事業ト其ノ他ノ事業トヲ營ム法人ノ資本金額ハ總資産價額ニ對スル當該製鐵事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘ジ之ヲ計算ス
- 前項ノ場合ニ於テ資産價額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ收入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

- 第十條 製鐵事業法第七條第三項ノ個人ノ各年ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル固定資本及運轉資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス但シ所得稅法第十四條第一項第六號但書又ハ營業收益稅法第六條第一項但書ノ規定ニ依リ所得又ハ純益ヲ算出スル場合ニ於テハ其ノ所得又ハ純益ノ算出當時ノ現況ニ依リ資本金額ヲ計算ス
- 前項ノ固定資本ハ直接ニ製鐵事業ノ用ニ供スル土地 家屋其ノ他ノ工作物 船舶 機械 器具 等ノ價額ニ依リ之ヲ計算ス
- 前條ノ規定ハ個人ノ資本金額ノ計算ニ之ヲ準用ス
- 第十一條 製鐵事業法第七條第三項ノ資本金額ニ對スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ法人ニ在リテハ當該事業年度ノ月數 個人ニ在リテハ其ノ年ノ營業ノ期間ノ月數ヲ資本金額ニ乘ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘ジテ之ヲ計算ス
- 前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス
- 第十二條 製鐵事業法第十一條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クル所得又ハ純益ハ其ノ製鐵事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ニ法人ニ在リテハ當該事業年度 個人ニ在リテハ其ノ年ニ於テ配合シタル砂鐵又ハ製鐵事業法第十條ノ鐵鑛ノ重量ノ割合ヲ乘ジテ得タル金額ニ相當スル金額トス
- 第十三條 所得稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得稅法第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ所得ヲ申告スルトキ製鐵事業法第七條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル免除ヲ受クル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ
- 前項ノ場合ニ於テ所得稅ノ免除ヲ受クル製鐵事業ヨリ生ズル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ
- 第十四條 營業收益稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ營業收益稅法第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ申告スルトキ製鐵事業法第七條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル免除ヲ受クル純益及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ
- 前項ノ場合ニ於テ營業收益稅ノ免除ヲ受クル製鐵事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ
- 第十五條 製鐵事業法第十四條ノ獎勵金ハ次ニ掲グル鋼材ニシテ本令施行後ノ製造ニ係リ其ノ製造者又ハ其ノ製造者ヨリ之ヲ讓受ケタル者ガ鐵鋼船ノ建造又ハ修繕ニ使用シタルモノニ付之ヲ交付ス但シ國ノ工場ニ於テ製造セラレタル鋼材ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ
- 一 鋼塊及鋼片(鍛造用ノモノ)
- 二 條及竿(丁形 山形等ノ形狀ヲ有スルモノ)及タービンブレード(ディングヲ含ム)
- 三 板
- 四 管及管(鑄タルモノヲ除ク)
- 前項第一號ニ掲グル鋼材ヲ其ノ製造者ガ加工シテ讓渡シタルトキハ其ノ素材タル鋼材ニ付獎勵金ヲ交付ス
- 第十六條 前條獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ者ガ鋼材ヲ鐵鋼船ノ建造又ハ修繕ニ使用セントスル場合ニ在リテハ其ノ使用ノ前 其ノ他ノ場合ニ在リテハ鋼材引渡ノ前ニ其ノ鋼材ノ種類 數量 用途 製造時期及製造工場ヲ記載シタル届書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 前項ノ届書ニハ其ノ鋼材ガ海軍艦船以外ノ船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用セララルル場合ニ於テハ造船者又ハ船舶修繕者ガ商工大臣ノ定

ムル事項ニ付管海官廳ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第一項ノ屆書ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ變更ノ事項ニ付遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

第二項ノ管海官廳ノ承認ヲ受ケタル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ變更ノ事項ニ付造船者又ハ船舶修繕者ガ管海官廳ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

第十七條 第十五條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ前條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル鋼材ガ海軍艦船ノ建造又ハ修繕ニ使用セラレタルトキハ海軍官憲ノ鋼材使用證明書ヲ添附シ 其ノ他ノ船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用セラレタルトキハ鋼材使用證明書及造船者又ハ船舶修繕者ガ受ケタル管海官廳ノ竣工承認書ヲ添附シ獎勵金交付申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十八條 第十五條ノ獎勵金ノ金額ハ次ノ區別ニ依ル

一 鋼塊及鋼片 其ノ價額ノ一割五分以内

二 條 及 竿 一吨ニ付二十四圓六十六錢以内

三 板

甲 厚サ三耗ヲ超エザルモノ 一吨ニ付三十一圓五十錢以内

乙 其ノ他 一吨ニ付二十四圓六十六錢以内

四 筒 及 管

甲 内徑百五十耗ヲ超エザルモノ 其ノ價額ノ一割八分以内

乙 其ノ他 其ノ價額ノ一割五分以内

五 關稅定率法別表輸入稅表第四六二號

ノ二特殊鋼ニ該當スルモノ 其ノ價額ノ一割八分以内

前項第一號 第四號及第五號ノ價額ハ第十六條第一項ノ使用又ハ引渡ノ時ニ於ケル其ノ鋼材ト同種ノ鋼材ノ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ヲ標準トシテ商工大臣之ヲ定ム

第十九條 輸入稅ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ器具 機械其ノ他ノ材料ハ商工大臣ノ定ムル物品ニシテ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第二十條 輸入稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ輸入申告書ニ前條ノ認可ヲ受ケタルコトヲ證スル書類ヲ添附スベシ

輸入申告ハ製鐵事業者ノ名ヲ以テスルコトヲ要ス

第二十一條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ製鐵事業法第十六條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ他ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨稅關ニ申告スルコトヲ要ス

第二十二條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入ノ日ヨリ三年以内ニ目的タル用途又ハ前條ノ規定ニ依リ他ノ用途ニ供セザルトキハ其ノ輸入稅ヲ追徵ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ其ノ期間ノ延長ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨稅關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受ケントスル者ニ對シ製鐵事業ニ關スル書類又ハ製鐵原料若ハ製品ノ試料ノ提出ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ製鐵事業ニ關スル設備帳簿其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得輸入稅ノ免除ヲ受ケ又ハ受ケントスル者ニ對シ亦同ジ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケントスル者ニ對シ前項ノ書類又ハ試料ノ提出ヲ命ジ 當該官吏ヲシテ前項ノ検査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 收稅官吏又ハ稅關官吏必要アリト認ムルトキハ前條第

一項ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 第十六條乃至第十八條及第二十三條第二項中商工大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督トス

附 則

第二十六條 本令ハ製鐵事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 製鐵業獎勵法施行令第十三條但書ノ規定ニ依リ爲シタル認可又ハ申告ハ第二十一條ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

製鐵事業法第四十四條ノ規定ニ依リ同法第十六條ノ認可ヲ受ケタルモノト看做サレタルモノノ輸入稅ノ追徵ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第二十八條 本令施行前ノ製造ニ係ル第十五條ノ鋼材ニシテ第十六條第一項ニ相當スル使用又ハ引渡ガ本令施行前ナルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ本令施行後ナルモノニ付テハ本令ノ規定ニ準ジ獎勵金ヲ交付ス

### 勅 令

朕製鐵事業法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十二年九月二十日

內閣總理大臣 公 爵 近 衛 文 麿

拓 務 大 臣 大 谷 尊 由

勅令第五百八號

製鐵事業法ハ第六條乃至第十三條 第十六條 第二十五條 第四十二條及第四十三條ノ規定ヲ除キ之ヲ朝鮮ニ施行ス

附 則

本令ハ製鐵事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 商 工 省 令 第 二 十 號

製鐵事業法施行規則次ノ通定ム

昭和十二年九月二十一日

商 工 大 臣 吉 野 信 次

#### 製鐵事業法施行規則

第一條 製鐵事業法第二條ノ副生物ノ種類ハ次ニ掲グルモノトス  
鑛滓綿 鑛滓煉瓦 鑛滓瓦 高爐セメント 鑛滓ガラス 精製瓦斯 タール 無水タール 輕油 中油 重油 ビツチ アンモニア アンモニア水 硫酸アンモニア 粗製ナフサリン 石炭酸  
アンスラシン ベンゾール トルオール キシロール ソルベントナフサ トーマス燐肥

第二條 製鐵事業法第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 工場ノ名稱及位置
- 二 製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能力
- 三 製品ノ種類
- 四 工事ノ著手及完成ノ豫定時期
- 五 事業開始ノ豫定時期
- 六 製造方法
- 七 原料ノ取得方法
- 八 主要設備ノ設計ノ概要(設計圖ヲ添附スベシ)
- 九 工事費豫算
- 十 事業資金ノ總額及其ノ調達方法
- 十一 製造及販賣ノ豫定計畫

## 十二 事業收支目論見

## 十三 製鐵事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要

前項ノ許可申請書ニ法人ニ在リテハ定款 登記簿ノ謄本 財産目録 貸借對照表 損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ添附スベシ

第三條 前條第一項ノ規定ハ製鐵事業法第五條ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 製鐵事業法第三條又ハ第五條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ完成シ又ハ其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第五條 製鐵事業法第十條ノ鐵鑛ハ次ニ掲グルモノトス

一 鐵ノ標準含有量百分ノ四十五以下ノ鐵鑛及之ヲ選鑛シタルモノ

二 硫化鐵鑛滓(紫鑛ヲ含ム)及砂鐵滓

三 クロムノ標準含有量百分ノ一以上ノ鐵鑛

四 砂鐵又ハ前各號ノ鐵鑛ヲ燒結シタルモノ

第六條 製鐵事業法第十一條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業ハ製銑ニ付砂鐵又ハ前條ノ鐵鑛ヲ重量百分ノ十以上ノ割合ヲ以テ配合スルモノニ限ル

第七條 前條ノ製銑ヲ爲サントスル製鐵事業者ハ豫メ法人ニ在リテハ事業年度毎ニ個人ニ在リテハ年毎ニ砂鐵又ハ第五條ノ鐵鑛ノ配合ニ關シテ掲グル事項ヲ記載シタル事業計畫書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 設備ノ概要

二 配合重量及配合ノ割合

三 銑鐵及鋼材ノ製造方法

四 銑鐵及鋼材ノ製造及販賣ノ豫定數量

五 砂鐵又ハ第五條ノ鐵鑛ノ取得方法

第八條 製鐵事業法施行令第十六條第一項ノ届出ヲ爲シタル者其ノ届書ニ記載シタル鋼材ヲ引渡シタルトキハ遲滞ナク引取人ト連署ノ上其ノ種類 數量 用途 製造時期 製造工場及引渡時期ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第九條 製鐵事業法施行令第十六條第二項ノ管海官廳ノ承認ヲ受クベキ事項ハ次ニ掲グルモノトス

## 甲 船舶建造ノ場合

一 造船者ノ商號又ハ氏名名稱及本店又ハ主タル事務所ノ所在地

二 工場ノ名稱及位置

三 船舶ノ製造番號

四 船舶ノ建造ニ使用スベキ鋼材ニシテ獎勵金ノ交付ヲ受クベキモノノ種類及數量

五 起工及竣工ノ年月日

## 乙 船舶修繕ノ場合

一 船舶修繕者ノ商號又ハ氏名名稱及本店又ハ主タル事務所ノ所在地

二 工場ノ名稱及位置

三 特定ノ船舶ノ修繕ノ場合ニ在リテハ其ノ船舶ノ名稱 其ノ他ノ場合ニ在リテハ一年ヲ超エザル一定ノ期間

四 前號ノ船舶修繕ノ爲ニ使用スベキ鋼材又ハ前號ノ期間内ニ船舶修繕ノ爲ニ使用スベキ鋼材ニシテ獎勵金ノ交付ヲ受クベキモノノ種類及數量

第十條 製鐵事業法施行令第十七條ノ鋼材使用説明書ニハ次ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 鋼材ノ使用者及使用工場名

二 船舶ノ建造ノ場合ニ在リテハ其ノ船舶ノ製造番號 船舶ノ修繕ノ場合ニ在リテハ其ノ船舶ノ名稱

三 使用鋼材ノ種類 數量 用途 製造時期及製造工場名

四 鋼材ノ製造者ガ鋼材ヲ使用シタル場合ニ在リテハ鋼材使用ノ時期 其ノ他ノ場合ニ在リテハ鋼材引渡ノ時期

第十一條 製鐵事業法第十一條ノ規定ニ依ル所得稅及營業收益稅ノ免除又ハ同法第十四條ノ獎勵金ノ交付ヲ取ケ又ハ受ケントスル者ハ原料及燃料ノ取得及消費 製品ノ製造及販賣又ハ引渡其ノ他作業ノ狀況ヲ明ニスベキ帳簿書類ヲ其ノ工場ニ備ヘ置クベシ

第十二條 製鐵事業法施行令第十九條ノ物品ハ次ニ掲グルモノトス

一 磁選機 燒結機 原料壓搾機及其ノ附屬裝置

二 製銑爐 燒風爐 コークス爐 混銑爐 製鋼爐 瓦斯發生爐 均熱爐及加熱爐ノ構成金物ト共ニ一組トシテ輸入セラルルモノ

三 製銑爐 熱風爐 コークス爐 混銑爐及製鋼爐ノ耐火材料ニシテ爐ノ構成金物ト共ニ一組トシテ輸入セラルルモノ

四 鑄銑機

五 瓦斯清淨裝置(瓦斯除塵機ヲ含ム)及其ノ附屬機械

六 コークス爐副生物捕集裝置及其ノ附屬機械 鑄煉瓦成型機 竝ニ高爐セメント包裝裝置

七 壓延用ロール機(引拔機ヲ含ム)及其ノ附屬裝置

八 壓延鋼材製造用ノ輸送テーブル 鋸斷機 剪斷機 矯正機 卷束機 機械ノ冷却裝置及鋼管ねぢ切機

九 ロール仕上機

十 鋼材鍛錬用ノ水壓機及其ノ附屬裝置

十一 原料又ハ製品輸送用ノ起重機及連續ノ輸送裝置

十二 材料強弱試驗機

十三 砂鐵又ハ第五條ノ鐵鑛ノ製銑裝置竝ニ其ノ附屬機械

十四 前各號ニ掲グル機械ノ部分品(ロールヲ除ク)竝ニ其ノ機械ト共ニ一組トシテ輸入セラルル附屬品 附屬原動機及其ノ原動機ノ附屬裝置

第十三條 製鐵事業法第十六條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入セントスル物品ノ品名 能力 性質 數量及價額

二 輸入セントスル物品ノ用途及之ヲ使用スベキ工場其ノ他ノ設備ノ説明

三 輸入ヲ必要トスル事由

四 製造者及輸出者名

五 輸入豫定ノ時期及港

第十四條 製鐵事業法施行令第二十一條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名 數量及用途

二 變更セントスル用途及當該物品ヲ使用スベキ工場其ノ他ノ設備ノ説明

三 用途ノ變更ヲ必要トスル事由

四 輸入ノ年月日及港

第十五條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ遲滞ナク次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入シタル物品ノ品名 數量及用途

二 使用工場名

三 用途ニ供シタル年月日

四 輸入ノ年月日及港

輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク其ノ事由並ニ前項第一號及第四號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十六條 製鐵事業ノ讓渡ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ニ次ニ掲グル事項ヲ記載シ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 讓渡スベキ事業ノ範圍

二 讓渡ノ價格及時間

三 讓渡ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 讓渡契約ヲ證スル書類

二 讓渡人又ハ讓受人ガ會社ナル場合ニ於テハ讓渡スル株主總會ノ決議録又ハ總社員ノ同意書ノ謄本 其ノ他ノ法人ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル社員總會ノ決議録ノ謄本

三 讓受人ガ製鐵事業者ニ非ザル法人ナル場合ニ於テハ第二條第二項ニ掲グル書類

四 讓受人ガ製鐵事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類

讓渡終了シタルトキハ當事者連署ノ上遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十七條 製鐵事業者ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止 全部ノ休止又ハ六月以上ニ互ル一部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

製鐵事業者其ノ事業ノ一月以上六月未滿ノ一部ノ休止ヲ爲ストキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

製鐵事業者前二項ニ依リ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十八條 第十六條ノ規定ハ製鐵事業者タル法人合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 製鐵事業者タル法人解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ會社ニ在リテハ解散ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ其ノ他ノ法人ニ在リテハ解散ニ關スル社員總會ノ決議録ヲ添附シ商工大臣ニ提出スベシ

第二十條 製鐵事業法第十八條ノ製鐵原料ハ鐵鑛 砂鐵 屑鐵及石炭トス

第二十一條 製鐵事業法第十八條ノ規定ニ依リ届出ヅベキ統制協定ハ次ニ掲グルモノ(第三號乃至第八號ノ協定ニハ輸出又ハ移出ニ關スルモノヲ含ム)トス

一 生産制限ニ關スル協定

二 生産分野ニ關スル協定

三 注文割當ニ關スル協定

四 販賣價格其ノ他之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件ニ關スル協定

五 販路ニ關スル協定

六 取引先ノ制限ニ關スル協定

七 販賣數量ニ關スル協定

八 共同販賣ニ關スル協定

九 共同輸入又ハ共同移入ニ關スル協定

十 前條ノ製鐵原料ノ共同購入ニ關スル協定

第二十二條 製鐵事業法第十八條ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ協定事項及統制ノ組織ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十三條 製鐵事業法第十八條ノ届出ハ統制協定成立ノ日又ハ其ノ變更若ハ廢止ノ日ヨリ三週間以内ニ之ヲ爲スベシ

第二十四條 製鐵事業法第十九條ノ規定ニ該當スル者ハ次ニ掲グル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 商號又ハ氏名名稱及主タル營業所ノ位置ヲ記載シタル書類

二 法人ニ在リテハ定款及登記簿ノ謄本

三 當該統制協定ノ加盟者ノ商號又ハ氏名名稱ヲ記載シタル書類

四 販賣 輸出 輸入 移出又ハ移入ノ數量又ハ價格 製造又ハ販賣ノ數量ノ割當 第二十條ノ製鐵原料ノ購入ノ數量又ハ價格其ノ他共同ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業上ノ重要事項ニ關スル決定ヲ記載スル書類

五 法人ニ在リテハ財産目録 貸借對照表 損益計算及利益ノ處分ニ關スル書類

前項第一號乃至第三號ノ書類ハ事業開始ノ日ヨリ三週間以内ニ第四號ノ書類ハ當該事項ニ關スル決定ヲ爲シタル日ヨリ三週間以内ニ 第五號ノ書類ハ每事業年度經過後遲滞ナク之ヲ提出スベシ 第一項第三號ノ書類ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ變更アリタル日ヨリ三週間以内ニ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ其ノ事業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ亦同ジ

第一項第四號ノ決定ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキハ變更シ又ハ廢止シタル日ヨリ三週間以内ニ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第二十五條 製鐵事業者ハ毎年二月末日迄ニ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 從業者數(職員及労働者別ニ記載スベシ)

二 製鐵及販賣ノ數量

三 設備ノ概要

(一) 敷地面積

(二) 工場建物ノ棟數及建坪

(三) 銑鐵 鋼鐵 鋼材其ノ他ノ鐵鋼ノ製造ノ設備及能力

(四) 其ノ他主要設備

四 作業ノ概況(主要設備毎ニ記載スベシ)

(一) 操業開始ノ年月日

(二) 操業日數

(三) 労働者數

(四) 製造數量

(五) 主要原料及燃料ノ消費數量(生産地別ニ記載スベシ)

製鐵事業者所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業ト其ノ他ノ製鐵事業トヲ營ム場合ニ於テハ前項第三號ニ掲グル事項ニ付テハ其ノ區別ヲ明ニスベシ

第二十六條 製鐵事業者ハ法人ニ在リテハ每事業年度後遲滞ナク財産目録 貸借對照表 損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ添附シ製鐵事業ニ關スル當該事業年度ノ收支決算並ニ當該事業年度末ノ事業資本ノ總額及其ノ内譯ヲ記載シタル書類ヲ 個人ニ在リテハ毎年二月末日迄ニ製鐵事業ニ關スル前年ノ收支決算並ニ前年ノ事業資本ノ總額及其ノ内譯ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

製鐵事業者所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業ト其ノ他ノ製鐵事業トヲ營ム場合ニ於テハ前項ノ收支決算並

=事業資本ノ總額及其ノ内譯=付テハ其ノ區別ヲ明=スベシ

第二十七條 製鐵事業法施行令第三條ノ製鐵事業ヲ營ム者ハ毎年二月末日迄=次=掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 主要設備ノ概要

二 製鐵及販賣ノ數量

三 主要原料及燃料ノ消費數量

第二十八條 製鐵事業者(製鐵事業法第十九條ノ規定ニ該當スル者ヲ含ム)ハ次ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

一 商號 氏名名稱又ハ主タル事務所若ハ營業所ヲ變更シタルトキ

二 法人ニ在リテハ其ノ定款ヲ變更シタルトキ

三 法人ニ在リテハ其ノ役員ニ變更アリタルトキ

第二十九條 製鐵事業法第二十三條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

第三十條 本則ハ製鐵事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 本則施行前製鐵業獎勵法施行規則第十二條 第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ノ申請ハ第二條 第三條 第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス本則施行前製鐵業獎勵法施行規則第十一條各號ニ掲グル物品ニシテ其ノ輸入ニ付契約ヲ締結シタルモノハ第十二條各號ニ掲グル物品ニ該當セザルモノト雖モ製鐵事業法施行令第十九條ノ物品トス

第三十二條 第二十三條ニ規定スル第二十二條ノ書類ノ提出期間ハ第二十一條ノ規定ニ該當スル統制協定ニシテ本則施行ノ際現ニ存スルモノニ在リテハ本則施行ノ日ヨリ三週間トス

第二十四條第二項ニ規定スル同條第一項第一號乃至第四號ノ書類ノ提出期間ハ本則施行ノ際現ニ製鐵事業法第十九條ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ本則施行ノ日ヨリ三週間トス

第三十三條 本則施行ノ際現ニ製鐵事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鐵事業ヲ營ム者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項第一號乃至第三號 第六號 第七號 第十號及第十三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ法人ニ在リテハ定款 財産目錄 貸借對照表及損益計算書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十四條 製鐵事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鐵事業ヲ營ム爲本則施行ノ際現ニ製鐵設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ法人ニ在リテハ定款 登記簿ノ謄本 財産目錄 貸借對照表及損益計算書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ該當スル者ニシテ本則施行ノ際現ニ其ノ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノニ之ヲ準用ス

第三十五條 第三十三條又ハ前條ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ怠リタル者ニ付テハ製鐵事業法第三十八條乃至第四十條ノ規定ニ依ル許可ハ其ノ效力ヲ失フ

<p>裏面</p> <p>製鐵事業法摘要</p> <p>第二十三條第二項 政府監督上必要アルト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ製鐵事業者ノ事務所 營業所 工場 倉庫 其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ</p> <p>第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス</p> <p>二 第二十三條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ 妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者</p>	<p>別記様式</p> <p>表面</p> <p>製鐵事業法第二十三條第二項ノ證票</p> <p>官職</p> <p>氏</p> <p>商工省印</p>	<p>第 號</p> <p>年 月 日 交付</p>
--	--	----------------------------

ト依ルモノニ  
mm x 91  
番號B九  
第列十  
標十規  
告八二  
紙商日  
證示規  
票寸法  
用省法

(933 頁ヨリ續ク)

研究報告(日鐵八幡製鐵所研究所) Vol XVII No. 2  
熔鑪爐送風瓦斯機關ピストン棒材料の腐蝕疲勞に關する研究 田川淺次郎 (1)

金屬 第7卷 第10號 昭和12年10月

鑄 鐵 川端 駿吾 (561)

金屬の熱處理に於ける實際作業上の重要なポイント(2)

齒輪の處理 渡利彦四郎 (567)

銅ニケル珪素系熱處理銅合金に就て 鳥羽 安行 (571)

硝酸に對する金屬の腐蝕 尾木 偶子 (577)

熔接協會誌 第7卷 第9號 昭和12年9月

軟鋼板電弧熔接に於ける酸素と炭素及酸素と滿飽との平衡に就て(第1報)

岡本 起 西村 秀雄 片山 博 (403)

鋼の電弧熔接用電極棒被覆劑の研究(第3報) 被覆劑中の黃血鹽の作用 關口春次郎 (406)

燈火管制と電弧熔接 大西 巖 (410)

日本鑛業會誌 第53卷 第629號 昭和12年9月

X線分光法の工業分析への應用(第1報) (鐵中の銅及びニッケルの定量に就て) 志村 繁隆 高橋麟太郎 (600)

鞍山鐵鋼會雜誌 第64號 昭和12年9月

砂鐵製鍊の新方法 垣内富士雄 (349)

昭和製鋼所の高爐設備及作業に就て 淺輪 三郎 (360)

寄贈圖書紹介

實用金屬便覽 青木 康造 編

本書は全くの懷中日誌形(80mm x 145mm)のもので其内に金屬の常識を得る凡てを收容して居る殊に狀態圖を多數納められてあつて斯業實地家の最も便利なる必携書である

著者は川口重工業指導所にて多くの中小工業者の指導を擔當せられつゝ在り

發行所 東京市神田區小川町二丁目十二番地 尙 賢 堂

電話神田(25) 2264 番 振替 東京五八四三六

定價 金壹圓二十錢